

令和5年度の後期高齢者医療保険料について

令和5年度の大分県後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

	令和5年度
均 等 割 額	53,600円
所 得 割 率	10.32%
賦 課 限 度 額	66万円

保険料の計算方法(令和5年度)

負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

年間保険料

上限66万円

=

①均等割額

53,600円

+

②所得割額

前年所得(※)×10.32%

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額となります。

《均等割額の軽減》

●世帯の状況に応じて下記のとおり均等割が軽減されます。

軽減割合	軽減判定所得（世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額等の合計）が下記に該当する世帯
7 割	「基礎控除額(43万円) + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を超えない世帯
5 割	「基礎控除額(43万円) + 29万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を超えない世帯
2 割	「基礎控除額(43万円) + 53.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × { 年金・給与所得者数 - 1 }」を超えない世帯

●問い合わせ先 / 津久見市健康推進課国保年金班 TEL: 0972-82-4147
大分県後期高齢者医療広域連合 TEL: 097-534-1771(代表)